

地域福祉計画・成年後見制度利用促進計画のパブリックコメントの結果について

1. パブリックコメント実施期間 令和4年1月5日～令和4年1月31日

2. 閲覧場所

市ホームページ

情報公開統合窓口

総合福祉センター

中央生涯学習センター

三日月橋生涯学習センター

奥野生涯学習センター

かっぱの里生涯学習センター

エスカートプラザ

中央図書館

牛久運動公園体育館

3. パブリックコメント件数 17件

地域福祉計画 5件（社会福祉課3件 農業政策課2件）

成年後見制度利用促進計画 11件（高齢福祉課）

その他（地域福祉活動計画に関すること） 1件

4. ご意見と対応

(※ご意見は原文のまま掲載しています。)

計画種別	NO	素案頁	ご意見	対応	対応担当
地域福祉計画	1	8	<p>牛久市地域福祉計画は以下の①～⑦の計画を包括するものであると考えるが、個別の計画があるのだから、それで良いのではないか？それらを繰り返して述べる必要があるのか？</p> <p>① 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ② 障がい者プラン・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 ③ 子ども・子育て支援事業計画 ④ 健康プラン 21 ⑤ 男女共同参画推進基本計画 ⑥ いのち対策計画 (⑦地域防災、再犯防止等の取り組み)</p>	<p>ご意見を踏まえ、説明を追加いたしました。</p> <p>【追加文章】 本計画は、保健・福祉の各分野で共通して取り組むべき事項を定める福祉部門の上位計画です。</p>	社会福祉課
地域福祉計画	2	43～102	<p>第1部では、127の取組みが掲載されている。1つの取組みが、別の項目にも当てはまる場合があるが、重複する旨を明記した上で、記載すべきである。例えば、取組番号43「こころの健康相談」は、基本目標1 基本施策1 施策の展開②の取組みのところにも記載すべきである。</p>	<p>地域福祉計画では、取組みの数が多くこれらをすべて重複して掲載しますと、複雑で分かりにくくなることから、〈主な取組み〉として主要なものを掲載する形としています。</p>	社会福祉課

地域福祉計画	3	9 6	<p>現状を説明する箇所、「市では平成 19 年から耕作放棄地の再生を進め、市内 5 地区で計約 30 ヘクタールの耕作放棄地が農地として再生されました。今後、未然に防ぐよう努めていきます。」との記述がある。</p> <p>良い点のみ書いては現状を説明したことにはならない。それに、平成 19 年（2007 年）の 14 年前からの数字を出していることに驚いた。前回の計画の期間内の耕作放棄地の増加面積、減少面積、そして現在の面積を明記するべきである。</p>	<p>国により平成 19 年度より農地政策改革の柱の一つに位置付けられ、平成 20 年度まで現状の把握とし、平成 21 年度より国及び県の交付金を活用しながら耕作放棄地の解消を事業化して、市内の耕作放棄地解消に大きく貢献してきました。</p> <p>その事業も国、県の事業が終了したため、過去の数字となっています。また、耕作放棄地対策として、その再生作業自体も大切ですが、再び荒廃しないように、その土地で営農を継続させていくことが何よりも重要として、農林振興公社における中間管理事業の活用や新規就農者対策等を推進しており、耕作放棄地の拡大防止をしてきております。</p> <p>農地に限らず私有地は個人の財産であることから、所有者の責任で維持管理されるべきであり、私有地の維持管理を市が負担するべきではないと考えますので、同様に、農業においても、所有者がきちんと耕作し、田畑を存続していく事が大変重要となります。</p> <p>今後も継続して農地中間管理事業の推進や、地域担い手と連携し、農地の集積集約化を図り、耕作放棄地を未然に防ぐことに力を入れ、市内の農地が適正に維持管理されるよう努めているところです。</p>	農業政策課
--------	---	-----	--	--	-------

				<p>牛久市では、耕作放棄地の拡大を未然に防ぐために農業委員とも協力し、農地パトロールに限らず情報収集にも力を入れ、農地中間管理事業や事前相談等により担い手の確保や担い手の付け替えを推進しております。</p>	
地域福祉計画	4	97	<p>主な取組み（110&112）は空家に関する取組みである。耕作放棄地を減らす具体的な取組みも書くべきである。「担い手への農地利用集積を進める農地中間管理事業を推進します。」ということだけ記載されているが、具体策を述べて欲しい。例えば、耕作放棄地の割合が少ない他の自治体の成功例などを参考にして、考えてもらいたい。具体策を明記することで、PDCAにより進行管理（11頁）が可能になる。</p>	<p>農作放棄地の拡大をしないための対策として、平成26年3月に施行された「農地中間管理事業の推進に関する法律」により47都道府県で農地中間管理機構が指定されました。</p> <p>目的は農地利用の集積・集約化です。農地中間管理機構は耕作放棄地など錯綜した農地を借り受け、担い手が現れば、まとめて借り受けた農地を貸し付けます。農地と担い手の間に立ち、借り手が見つかるまで責任を持って農地を管理します。</p> <p>これら業務により地域一丸となって耕作放棄地の拡大を防ぐことができますし、地域や人とつながる取り組みに貢献できます。</p> <p>ただし、農地に限らず私有地は個人の財産であることから、所有者の責任で維持管理されるべきであり、私有地の維持管理を市が負担するべきではないと考えますので、同様に、農業においても所有者がきちんと耕作し、田畑を存続していくことが大変重要となります。</p>	農業政策課

成年後見制度 利用促進計画	5	1 1 0	地域連携ネットワークのイメージ図中 「市民（知人・隣人）の連携表示がない」理由は	厚生労働省作成の資料ではありますが、記載のとおり、ネットワークの役割として相談対応や支援体制の構築があります。「市民(知人・隣人)」の方々は重要な存在だと思われませんが、ネットワークの役割は、組織や団体、専門職が中心に担うことから、表示がないものと思われま	高齢福祉課
成年後見制度 利用促進計画	6	1 1 2	牛久市の成年後見制度利用者の状況 成年後見制度利用者は83人。 親族後見等を利用した方は、43人。制度開始からの件数と思われま	ここでお示ししている数字は、制度開始からの件数（総数）ではなく、令和3年7月1日時点の実数であり、また、ここでお示ししたい内容は、総合的な当市の実状や傾向となります。なお、ご意見を踏まえ、「成年後見制度を利用した方」を「成年後見制度を利用されている方」といたします。	高齢福祉課
成年後見制度 利用促進計画	7	1 1 2	市の市長申立て件数が少ないと考えられる理由は 最高裁判所事務総局家庭局の成年後見関係事件の概況(令和2年)によると、市区町村長申立て件数が初めてトップとある。 申立て件数が少ない理由には「人員不足、申立て事務の煩雑さも含まれるものか」 (参考：令和2年の水戸家庭裁判所の認容件数は133件。牛久の申立て件数は1件)	本市の場合、令和2年は市長申立てに関するご相談そのものがほとんどなく、結果的に1件に留まったものと考えられます。 なお、令和3年度の市長申立て件数は、本年2月1日現在で4件となっており、さらに2件が見込まれています。 成年後見人を必要とされる方の人数や親族状況は、その時々でまちまちであり、仮にその人数が多くても親族申立てが可能な場合が多けれ	高齢福祉課

				ば、市長申立て件数は少なくなります。したが いまして、件数の多少で評価することが難しい ものであると考えます。	
成年後見制度 利用促進計画	8	1 1 4	基本方針 2 拡大に対応した成年後見人等の確保とは 「市民後見人を指すものか」	市民後見人のほか、法人も想定しています。	高齢福祉課
成年後見制度 利用促進計画	9	1 1 4 ～ 1 1 5	114～115 頁には、定性的な評価が記載されてい るが、定量的な評価が全く記載されていない。これ では、目標がどの程度達成されたかが、わからな い。	「会議の設置」という数字で表せないもの（設 置できたか、できなかったか、という二択。）や、 「会議の開催」「市長申立て」という件数の多少 での評価が困難なものであることから、このよ うになっています。 なお、ご意見を踏まえ、成年後見制度利用促進 計画及び地域福祉計画の該当箇所の表現方法の 見直しを行いました。	高齢福祉課
成年後見制度 利用促進計画	1 0	1 1 7	基本目標 I 成年後見人等の担い手の確保や育成とは 「市民後見人を指すものか」	市民後見人のほか、法人や専門職団体も想定し ています。	高齢福祉課
成年後見制度 利用促進計画	1 1	1 2 0	現状 成年後見人等候補者の調整とある 「成年後見人等候補者の推薦・調整」としては	ご意見を踏まえ、「成年後見人等候補者の調整」 を「成年後見人等候補者の調整・推薦」といた します。	高齢福祉課

成年後見制度 利用促進計画	1 2	1 2 2	現状 この会議では、各種専門団体や法人、市民後見人から適切な成年後見人等候補者を決定し申立人にします。「市民後見人とは、家庭裁判所が選任した後の呼称を指すのではないか」	ご意見を踏まえ、「市民後見人」を「市民後見人育成研修修了者」といたします。	高齢福祉課
成年後見制度 利用促進計画	1 3	1 2 6	施策の展開方向 親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが困難な被後見人に対し、「申立て前であることから困難な被後見人ではなく本人に対し」が妥当では	ご意見及び同ページの「現状」の文中表記を踏まえ、「被後見人」を「人」といたします。	高齢福祉課
成年後見制度 利用促進計画	1 4	1 2 7	現状 市と家庭裁判所では情報共有がなく制度の利用者や後見人を把握できないため、必要な支援を行うことができない面があります。 「豊富な基礎データを所有し、管理する部署の現状とは認識したくありません」「市の嘱託弁護士・法テラス等の活用を検討してみてもは如何」	市の顧問弁護士や法テラス等を活用しても、情報の把握は難しいと思われます。 現在の制度では把握することができない現状を「課題」として捉え、家庭裁判所との情報交換等を通じて取り組もうとするものです。	高齢福祉課
成年後見制度 利用促進計画	1 5	1 2 7	現状 福祉行政の要である社会福祉課は、所管業務でもある社会福祉法人社会福祉協議会の業務を指導する一面性があり、市からの業務委託を受託した中核機関、牛久市成年後見サポートセンターと緊密な連携・協力体制が必要では	市では、指導監査等を通して、法人の適正な運営及び円滑な経営の確保に努めるとともに、日頃から中核機関、牛久市成年後見サポートセンターと連携・協力しながら、事業に取り組んでいます。いただいたご意見は、今後の事業推進にむけ、参考とさせていただきます。	社会福祉課

成年後見制度 利用促進計画	1 6	1 2 7	<p>施策の展開方向</p> <p>家庭裁判所と情報交換・調整等を行います。</p> <p>「家庭裁判所の特性と諸事情を勘案する」と限界があるのではないか。</p>	<p>当然に限界はあると思われませんが、可能な限り、行ってまいります。</p>	高齢福祉課
—	1 7	—	<p>【本計画ではなく、地域福祉活動計画について】</p> <p>市社協は既に新しい「地域福祉活動計画」をまとめているとのことですが、今回のパブリックコメントのために公表しておりませんので、読むことも意見を言うこともできません。</p> <p>数年後、牛久市地域福祉計画が見直される際には「地域福祉活動計画」をパブリックコメントの対象にすることを希望します。</p>	<p>【社会福祉課】</p> <p>民間の活動・行動計画の「地域福祉活動計画」について、市はパブリックコメントを実施する立場ではありません。</p> <p>【市社会福祉協議会】</p> <p>「地域福祉活動計画」は、地区社協や区長等のメンバーと意見を交わしあい、とりまとめ、地域福祉活動計画策定委員会で審議したものです。地区社協や区長等のメンバーの意見は、地域の広い市民の意見を集約したものと捉えています。地域福祉計画策定委員会でも検討した結果、広く市民の意見を反映されたものと解して、パブリックコメントは行わないことといたしました。</p> <p>今後は、真の「広く民の意見を反映されたもの」を目指し、具体的に地域の方の多くの参加を促して、市民の意見を集約したいと考えています。</p>	<p>社会福祉課</p> <p>市社会福祉協議会</p>